

吹田市公告第 3 5 6 号

第 5 期吹田市障がい者計画及び吹田市障がい者支援プラン策定等業務委託に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 7 年 6 月 2 日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

- 1 業務名 第 5 期吹田市障がい者計画及び吹田市障がい者支援プラン策定等業務
- 2 履行場所 受注者が用意
- 3 履行期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 4 業務概要 障害者基本法に基づく第 5 期吹田市障がい者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく、吹田市障がい者支援プラン（第 8 期吹田市障がい福祉計画及び第 4 期吹田市障がい児福祉計画）について、計画の策定支援及び基礎データとなるニーズ調査並びに社会福祉審議会障がい者施策推進専門分科会等の運営を支援する。
詳細は「第 5 期吹田市障がい者計画及び吹田市障がい者支援プラン（第 8 期吹田市障がい福祉計画及び第 4 期吹田市障がい児福祉計画）策定等業務委託仕様書」のとおり
- 5 入札参加資格
以下に掲げる要件を全て満たしていること。
 - （1）地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - （2）本市の入札参加有資格者名簿（物品等各種契約）登載業者であり、取扱商品（業務）項目において「計画策定」及び「福祉」を含んでいる者であること。
 - （3）公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

- (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。
- (6) 市町村における障がい者施策に係る計画策定支援業務の契約実績が過去5年間に於いて2回以上あること。

6 入札参加資格確認申請手続

- (1) 本入札に参加を希望する者は、(2)に定めるところに従い、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、本市の確認を受けなければならない。

(2) 申請書の提出

ア 提出期間

令和7年6月2日（月）から令和7年6月13日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）

イ 提出場所

「19 問合せ先」のとおり。

ウ 申請書の取得方法

吹田市のホームページ（ホーム＞産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞業務委託・物品購入 入札情報＞令和7年度(2025年度)一般競争入札(業務委託)一覧＞第5期吹田市障がい者計画及び吹田市障がい者支援プラン策定等業務制限付き一般競争入札）からダウンロードすること。

エ その他

（ア）申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

（イ）提出された申請書は、返却しない。

（ウ）申請書の提出は持参又は郵送（一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかに限る。（2）アに記載する期間内に必着のこと。）によるものとする。

- (3) 入札参加資格の確認の結果は、令和7年6月16日（月）までに、申請書に記載された電子メールに通知する。

なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

- (4) 提出期間内に申請書を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。

7 質疑及び回答

(1) 質疑受付期間

令和7年6月10日（火）午後5時までとし、電子メールにより提出すること。メールアドレスは、「19 問合せ先」のとおり。様式は任意とするが、事業者名及び担当者連絡先、電話番号、メールアドレスが記載されたものとする。なお、電話等による質疑は一切受け付けない。

（2）回答期日

令和7年6月11日（水）午後5時以降に、吹田市のホームページ（ホーム＞産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞業務委託・物品購入 入札情報＞令和7年度(2025 年度)一般競争入札(業務委託)一覧＞第5期吹田市障がい者計画及び吹田市障がい者支援プラン策定等業務に係る制限付き一般競争入札）に掲載する。なお、質疑が無かった場合は掲載しない。

8 現場説明会

令和7年6月6日（金）午前9時30分から下記入札場所にて開催予定。ただし、希望者がいない場合は開催しない（電子メールにより受け付ける。）メールアドレスは「20 問い合わせ先」のとおり。電子メールの受付は6月5日（木）の正午まで。また、申請書、仕様書、吹田市物品購入契約等入札心得書（一般競争入札）（以下、「入札心得書」という。）等の申請に係る書類は配布しない。入札には仕様書及び吹田市物品購入契約等入札心得書を熟読の上、入札に参加すること。

9 入札日時及び入札場所

（1）入札日時

令和7年6月18日（水）午前11時00分

（2）入札場所

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所 仮設棟1階 介護認定審査会室1

（3）その他

ア 入札は、上記日時及び場所に参加して行うこととし、郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

イ 入札の執行に際し、天災地変その他やむを得ない事由が生じた場合は、入札の執行を延期する。

10 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出するものとする。ただし、入札書提出後の辞退は一切認めない。

1 1 入札金額

- (1) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書のコ欄には、積算内訳の合計金額を入札金額として記載すること。

1 2 入札の保証

吹田市財務規則（昭和 3 9 年規則第 1 4 号）第 9 8 条の規定に基づき、入札の保証は免除する。

ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の 1 0 0 分の 3 に相当する金額を納付しなければならない。

1 3 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において前記 5 に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

1 4 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。
- (3) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は 2 回までとする。
- (4) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札した者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

1 5 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。なお、落札

決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- (3) 入札心得書第10条第12号に該当する行為があったと認められるとき
- (4) 正答な理由がなく、入札心得書第13条第1項に定める期間内に契約を締結しないとき

1.6 契約の保証

落札者は、次の(1)から(4)までに掲げるいずれかの方法により、契約金額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供
- (4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

1.7 契約の締結

契約の締結には当たっては、契約書の作成を要する。

1.8 その他

- (1) 入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」及び「仕様書」の内容を承認の上、入札を行うこと。
- (2) 入札参加者が2者に満たない場合であっても、入札を執行するものとする。

1.9 問合せ先

〒564-8550

吹田市泉町1丁目3番40号（吹田市役所低層棟1階115番窓口）

吹田市福祉部障がい福祉室計画グループ

電話：06-6384-1349（直通）

メールアドレス：keikaku-shogai@city.suita.osaka.jp